

声明

内閣総理大臣 安倍晋三様

国民の目・耳・口をふさぐ秘密保護法の 制定を断念することを求めます

安倍政権はいま、秋の臨時国会で、外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議（日本版 NSC）の創設に合わせて、とくに秘匿が必要な安全保障に関する情報を「特定秘密」に指定する「特定秘密の保護に関する法律案（秘密保護法案）」の提出を準備しています。

これは、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③外国の利益をはかる目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、④テロ活動防止に関する事項などの分野について、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与える恐れがある」情報を、行政機関の「長」が勝手に「特定秘密」として指定し、その「漏えい」と「取得行為」、さらにはその「未遂」「共謀」「教唆」「煽動」を処罰する（最高刑は懲役10年）というものです。

これは、「軍事」「安保」「外交」にかかわるあらゆることを国民の目から覆い隠し、調査・研究・取材・報道・言論の自由を奪おうとするものであり、日本国憲法で保障された言論・表現の自由や知る権利など基本的人権を侵害する治安立法です。

一部には、「知る権利」や「報道の自由」が明記されれば制定もやむをえないとする声もありますが、治安立法的性格を持つ法律は、ひとたび制定されれば、必ず一人歩きを始めることは、かつての治安維持法などの例をあげるまでもありません。

しかも、行政機関の「長」や警察本部長が、「特定秘密」を取り扱う職員の範囲を定め、業者との間でもその範囲を契約で決め、対象となる職員が情報を「漏らすおそれがあるかどうか」の「適性評価」を行うとしています。そのために、本人や関係者への質問や、本人に関する資料の調査、公私の団体への照会などを行い、「適性」を判定するといえます。これを許せば、思想の自由やプライバシーの権利が侵害され、国民監視がすすむこととなります。

戦前も、軍機保護法、国防保安法、治安維持法などによって、国民の目、耳、口がふさがれ、反対するものは徹底して弾圧され、侵略戦争が推進されていきました。このような歴史を二度と繰り返してはなりません。

私たちは、本日、「秘密保護法案の制定を許さない埼玉の会」を結成しました。

私たちは、国民の「知る権利」を奪い、報道・言論の自由を抑圧する「秘密保護法」の国会提出の計画をただちに中止し、その制定を断念することを強く求めます。

2013年10月16日

「秘密保護法案の制定を許さない埼玉の会」参加者一同
連絡先 埼玉県平和委員会（電話・FAX 048-838-8918）